少量排出事業者の届出制度の概要

１．少量排出事業者の届出制度のながれ

２．少量排出事業者の届出について

次に該当する事業者におかれましては「事業系一般廃棄物収集運搬及び処分依頼届出書」①（以下、届出書）に必要事項を記入して、平成28年12月22日（木）までに同封の返信用封筒にて送付してください。

燃せるごみの一日あたりの最大排出量が10キログラム以下

（少量排出事業者用ごみ袋（45リットル）2袋以下）の事業者

３．届出、登録の手順

　　【手順1】　届出書に必要事項を記入して、同封の返信用封筒にて送付

【手順2】　町が審査し適合した場合に受理

【手順3】　町から箱根町少量排出事業者登録通知②（以下、通知）を送付

（この通知には登録番号を記載）

４．少量排出事業者に登録された事業者のごみの排出の手順

【手順1】　箱根町指定の少量排出事業者用ごみ袋（水色）を購入（少量排出事業者用ごみ袋は45リットルのみで、家庭用町指定ごみ袋45リットル袋と販売価格は同額）

【手順2】　通知に記載された登録番号を少量排出事業者用ごみ袋登録番号記入欄に記入

【手順3】　燃せるごみの収集日一回あたり少量排出事業者用ごみ袋2袋以下で、町内各地域のごみステーションに排出

注，）古紙類、カン、ビン、ペットボトル、容器プラは適正に分別して地域の分別ごみステーション排出してください。

５．届出書の記入上の注意

（1）事業所及び排出場所の所在地がわかる地図は、別添①－2の用紙に事業所と排出場所の位置関係が明確になるように作成してください。なお、排出場所は、燃せるごみステーション及び分別ごみステーションの両方を記入してください。

（2）その他町長が必要とする書類として、「事業系一般廃棄物排出見込み量調査票」①－3の添付が必要です。

（3）「１排出量」の欄には「事業系一般廃棄物排出見込み量調査票」設問２「燃せるごみ日平均排出量」記入欄の数値を記入してください。

（4）町内で複数の事業所を運営している場合、届出は一つの事業所を単位として扱うので、ごみ量の算出は全ての事業所を合計せず一つの事業所で出るごみの量としてください。

（5）店舗と住宅が併用の場合は、事業で出たごみと家庭から出たごみを厳密に分けることを前提として、事業で出たごみについて記入してください。

６．届出内容に変更が生じた場合

　　届出書提出後、廃業や事業者名の変更、一般廃棄物収集運搬許可業者委託への移行など、届出内容に変更が生じた事業者は、遅滞なく町へ申出ください。

　この場合、「事業系一般廃棄物収集運搬及び処分依頼事項（変更・停止）届出書」③（以下「変更届出書」という。）に変更内容、変更理由等を記載し、提出していただきます。町が当該届出を受理したときは、「事業系一般廃棄物収集運搬及び処分依頼事項届出内容変更等承認通知」④を送付します。

７．事業系ごみ・資源の処理状況調査

　　一日あたりのごみの排出量が10キログラムを超える事業者におかれましては、今後廃棄物の減量化・資源化を推進するにあたり町が事業系ごみの処理等の実態を把握するため「事業系ごみ・資源の処理状況調査票」⑤の提出についてご協力お願いします。

≪届出書様式等≫

【一日あたりのごみの排出量が10キログラム以下の事業者の様式等】

◆「事業系一般廃棄物収集運搬及び処分依頼届出書」　　　　　　　　　⇒①

　　（添付書類）

　　　　　　「事業所及び排出場所の所在地がわかる地図」　　⇒①－2

「事業系一般廃棄物排出見込み量調査票」　　　　⇒①－3

◆「少量排出事業者登録通知」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒②

◆「事業系一般廃棄物収集運搬及び処分依頼事項（変更・停止）届出書」⇒③

◆「事業系一般廃棄物収集運搬及び処分依頼事項届出内容変更等承認通知」

⇒④

【一日あたりのごみの排出量が10キログラムを超える事業者の様式等】

　◆「事業系ごみ・資源の処理状況調査票」　　　　　　　　　　　　　　⇒⑤

第3号様式の2 (第5条の3関係)

①

事業系一般廃棄物収集運搬及び処分依頼届出書

年　　月　　日

　箱根町長　　　　　　　　　　様

申請者　住所

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　印

電話番号

　事業系一般廃棄物の排出量が、１日あたり10キログラム以下であるため、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分について依頼したいので、次により届け出ます。

　 1　排出量

|  |  |
| --- | --- |
| １日当たりの排出量 | kg |

　　 2　排出開始予定年月日

　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　 3　添付書類　　1　事業所及び排出場所の所在地がわかる地図

　　　　　　　　　 2　その他町長が必要と認める書類

事業所及び排出場所の所在地がわかる地図

①－2



・事業所と排出場所の位置関係が明確になるように作成してください。

・排出場所は、排出先希望である燃せるごみステーション及び分別ごみステーションの両方を記入してください。

事業系一般廃棄物排出見込み量調査票

①－3



第3号様式の5(第5条の5関係)

④

事業系一般廃棄物収集運搬及び処分依頼事項届出内容変更等承認通知書

箱環第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

箱根町長

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった、事業系一般廃棄物収集運搬及び処分依頼事項届出内容の(変更・停止)について、承認します。

　なお、指示事項に記載がある場合は、その指示に従ってください。

(指示事項)

事業系ごみ・資源の処理状況調査票（調査協力）

⑤

**一日あたりのごみの排出量が10キログラムを超える事業者（少量排出事業者に該当しない事業者）におかれましては、本調査にご協力ください。**







**平成28年12月22日（木）までに同封の返信用封筒にて送付してください。**